

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

- 6 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、大阪府が制定したガイドラインが実効性を発揮するよう努めてください。
- （4）府立高校の入学試験や大阪公立大学の2次試験でスクリーンリーダーが導入されているパソコンを使用しての受験もできるようにしてください。

（回答）

- 大阪公立大学の入学者選抜個別学力検査等において、障がいがある等で受験上の配慮を希望する際は、事前相談の手続きを経たうえで、所定の申請書を提出することとしており、学生募集要項等でその旨を周知しています。
- 具体的な対応については、本人からの申請内容と、大学入学共通テストでの配慮内容を基に検討を行うこととしています。
- スクリーンリーダーが導入されているパソコンの使用についても、申請があれば、受験者への配慮内容として対応を検討することとなります。

（回答部局課名）

副首都推進局 公立大学法人担当

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

6 障害者差別解消法の趣旨を徹底するため、大阪府が制定したガイドラインが実効性を発揮するよう努めてください。

（４） 府立高校の入学試験や大阪公立大学の２次試験でスクリーンリーダーが導入されているパソコンを使用しての受験もできるようにしてください。

（回答）

- 大阪府公立高等学校の入学者選抜における障がいのある生徒に対する配慮事項については、その内容・手続きを毎年度定め、中学校に通知しております。
- 府教育委員会といたしましては、配慮の必要な生徒に対して、入学者選抜における公平性を確保しつつ、受験者が普段の実力を十分に発揮できるよう、適切な配慮を行っているところです。
- 現在は、志願者の障がいの状況を踏まえ、学力検査時間の延長、代筆解答、問題の代読、介助者の配置、点字受験、別室受験、英語リスニングテストの筆答テストによる代替、拡大した問題用紙等の使用、物品の持込み等の配慮について、個別に精査し実施しています。
- 今後も承認された配慮事項がそれぞれの受験者に対して遺漏なく適切になされるよう、引き続き万全の体制を整えてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

10 障害者手帳のカード化について、府として積極的に進めるとともに、各市町村にも働きかけてください。

（回答）

- 障がい者手帳のカード化については、一部の自治体において、カードの券面をプラスチック製にし、携帯性の向上に取り組まれている状況です。
- 府においては、令和元年度より府内市町村や近隣自治体と情報交換を行い、カード化の検討を進めてきたところでありますが、府としては令和3年度末に障がい者手帳の単なるプラスチックカード化を行わない方針としました。
- 一方で、全国的に「マイナンバーカードと障がい者手帳の連携」が進められており、今後様々なデータとの連携が想定され、障がい者手帳交付データそのものの利活用方法が変わる可能性があります。
- 今後、国の動きを注視し、より利便性の高い手帳の形態について検証してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

16 補装具、日常生活用具の支給基準額を実態に合わせて引き上げるよう市町村に要望してください。

（回答）

■補装具

○ 補装具の支給基準額については、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」によって定められ、国の補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直し・改正が行われています。

○ 府といたしましては、障がい者の日常生活等での必要性を考慮し、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」を見直すよう国への要望を行っており、今後も引き続き国へ働きかけてまいります。

■日常生活用具

○ 日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国が開催する障害保健福祉関係主管課長会議において「定期的に当事者からの意見聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の事情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい」とされているところです。

○ 府といたしましては、実施主体である市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できるよう、地域生活支援事業の財源の確保等について国への要望を行っています。また、市町村には、過去に国が定めた基準額等にとらわれることなく、ニーズや地域の実情に即した適切な品目や基準額等となるよう努めることを市町村説明会等で伝えるなど、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

17 補装具、日常生活用具の対象品目の拡大や支給条件について

- （１）スマートフォンを日常生活用具の給付対象にするよう市町村に働きかけてください
- （２）視覚障害者にとり、聴覚による情報はとても重要なものです。補聴器を補装具の対象品目としていただき、状況に応じた柔軟な制度運用を各市町村に働きかけてください。

（回答）

（１）

- 日常生活用具給付等事業は、障害者総合支援法における、市町村が実施する地域生活支援事業の一つであり、国の実施要領において「給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより廉価な価格で購入し給付すること」として、当事者に必要な品目が適切に支給されるよう、示されているところです。
- 府といたしましては、実施主体である市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施できるよう、地域生活支援事業の財源の確保等について国への要望を行っています。また、市町村には、定期的に当事者からの意見聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の事情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努めることを市町村説明会等で伝えるなど、今後も引き続き国及び市町村に働きかけてまいります。

（２）

- 補装具の対象種目については、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」により定められており、国の実態調査や補装具評価検討会等における検討結果を踏まえ、必要に応じて見直し・改正が行われています。
- 補聴器は補装具費支給制度の対象種目であり、身体障害者福祉法に定める聴覚障がいの程度に該当する方又はこれと同等の障害状況にある難病患者等のうち、判定等により補聴器の装用が必要と認められた方が支給対象となります。
- 府といたしましては、補装具の対象種目や支給条件が障がい者の方のニーズに沿ったものとなるよう国への要望を行っており、実施主体である市町村には、障がい者自立相談支援センターが実施する研修や、市町村説明会等に

において、補装具費支給制度の適切な運用が図られるよう周知に努めるなど、今後も引続き国及び市町村へ働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

20 昨年12月にマイナ保険証が導入されました。マイナ保険証においては、あはき療養請求における患者の保険証確認に支障がでないようにすることを国に働きかけてください。

（回答）

- あはき療養請求における患者の健康保険に関する資格情報の確認について、令和6年4月よりマイナンバーカードによる「オンライン資格確認（資格確認限定型）」が運用されており、その手続きについては、施術所等向け総合ポータルサイトで音声読み上げに対応した手順書等が示されているところです。
- 大阪府としましても、あはき療養請求を含め、マイナ保険証の利用が円滑に進められることが重要と認識しており、国、市町村と役割分担・連携し、制度の広報など、引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目） 23 改正バリアフリー法の基準に基づき、既存施設についても必要な改善をしてください。また、公共施設や庁舎の出入り口は利用しやすくし、音声案内を設置してください。
（回答） ○ バリアフリー法では、建物を所有、管理する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務が課せられております。 また、大阪府福祉のまちづくり条例においても、誰もが施設を安全かつ容易に利用できるよう、整備、維持保全、管理に努めることを事業者の責務として規定しております。 ○ これを踏まえ、本府では、設計者や施設管理者向けのバリアフリー化の指針として公表している「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」（以下「バリアフリーガイドライン」という。）において、改修や改善の事例を盛り込み、設計者や事業者向けの説明会を開催するなど、普及に努めているところです。 ○ また、「バリアフリーガイドライン」では、出入口において配慮することが望ましい事項として、「ドアの場所や形状について、音声で案内することが望ましい」旨を盛り込み、設計者や施設管理者に配慮を求めています。 ○ 府有施設や市町村施設などの公共施設においても、「バリアフリーガイドライン」を踏まえた整備が進むよう、これまでも関係部局と共有し、取組を進めているところではございますが、障がい当事者の方々のご意見も踏まえつつ、引き続き施設のバリアフリー化に努めてまいります。
（回答部局課名） 都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回

答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

24 エスカレーターの昇降位置まで、誘導用点字ブロックを敷設するよう、また昇り下りを音声で案内するよう、さらに踏み板の色彩を判別しやすくするよう、関係機関に働きかけてください。

（回答）

- 大阪府福祉のまちづくり条例では、一定用途・規模の建築物を建築等する場合のエスカレーターのバリアフリー基準として、
- ・ 踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
 - ・ くし板と踏み段等との境界を容易に識別できるものとする。
 - ・ エスカレーターの行き先又は昇降方向を知らせるための音声設備を設けること。
- を義務付けているところです。
- また、エスカレーターへの視覚障害者誘導用ブロックによる案内については、「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」において、利用者が安全にエスカレーターを利用できるよう、エスカレーターに誘導用ブロックを敷設する場合の条件として、
- ・ 乗り口方向のみに敷設する。
 - ・ 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。
 - ・ 乗り口方向には行き先や進行方向を示す音声案内を設置する。
- などをお示ししているところです。
- 引き続き、関係団体、関係事業者とも連携し、誰もが安全に施設を利用できるよう取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

26 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（２）大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター最寄りのＪＲ森ノ宮駅に、ホームドアを早期に設置するよう鉄道事業者に働きかけてください。

（回答）

○大阪府では、鉄道駅ホームにおける安全対策として、可動式ホーム柵の整備促進に向け、平成 23 年度に補助制度を創設するとともに、鉄道事業者に対し、大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」の場などを通じて、整備促進の働きかけを行っているところです。

○ＪＲ森ノ宮駅に駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、引き続き、ＪＲ西日本に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

26 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（３）エレベーターの設置を進めるとともに、各鉄道事業者のエレベーターの音声案内を適切な内容、タイミングに統一するよう働きかけてください。また、連絡通路等空間・設備の明るさや、階段段鼻を見やすくするなど良好な視認性を確保するよう働きかけてください。

（回答）

○ 大阪府では、従来より、1日あたり3,000人以上の利用者数の駅に対してエレベーター設置費の補助を行っており、これらの駅については、概ねワンルート以上のバリアフリールートが確保されています。また、令和2年度より補助要件を拡充し、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化などに必要なエレベーター設置に対しても補助を行っているところです。

○ また、鉄道駅のバリアフリー基準としては、国土交通省が「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を策定・公表しており、

- ・エレベーターのかご内に、かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設けることや、乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備を設けること
- ・移動等円滑化された経路は、高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮するとともに、羞明や夜盲症など様々な見え方があることを考慮すること
- ・階段の段鼻部は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすること

等が示されており、鉄道事業者において、ガイドラインを踏まえた整備が進められているところです。

○ 本府としましても、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、しっかり共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

26 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（4） ホームで歩きスマートフォンをしないよう啓発して下さい。

（回答）

- 大阪府では、スマートフォンを操作しながら歩行するなどの「ながらスマホ」の危険性を周知し、マナー向上を図るため、春・秋の全国交通安全運動など、様々な機会を通じて、広報・啓発などを推進しております。
- 具体的には、主要ターミナル駅や鉄道車両内でのデジタルサイネージを活用した広報、駅構内や路線バス車両等へのステッカー掲示による広報・啓発など、公共交通機関とともに取り組んでおります。
- さらに、スマートフォンを使用中の人にも伝わるように、大阪府ホームページやYoutube を活用して「ながらスマホ」防止に関する広報・啓発も行っております。
- 引き続き、公共交通機関などと連携・協力しつつ、様々な場面を活用して幅広く府民に広報・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

26 鉄道駅構内等において安全な移動を確保するために

（５）乗り換え情報をはじめエスカレーターやエレベーターの位置等について、車内、駅構内では、的確でわかりやすいアナウンスをするよう鉄道事業者に働きかけてください。

（回答）

- 車両等のバリアフリーガイドラインとして国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、
- ・次に停車する鉄道駅の駅名、次停車駅での乗換情報、次停車駅に開くドアの方向(左側か右側か)等の運行に関する情報は、聞き取りやすい音量、音質、速さ、回数等で放送すること
 - ・次停車駅名等の案内放送は、前停車駅発車直後及び次停車駅到着直前に行うこと
- 等が示されており、鉄道事業者において、この内容を踏まえた運用が行われているところでは、
- また、鉄道駅のバリアフリーガイドラインとして国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、視覚障害者誘導案内用設備に関し、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に加え、音声案内などによりエスカレーターの位置や行き先をより分かりやすくするなどの工夫が必要であるとの整備における基本的な考え方が示されています。
- 本府としましても、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、しっかり共有してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課
都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

27 道路上における歩道、点字ブロックの敷設等について

- （１）すべての道路に、歩道、点字ブロックを設置してください。
- （２）破損した歩道や、不適切な設置や劣化した点字ブロックは早急に改善してください。
- （３）歩道と車道の段差を、白杖で容易に判断できるようにしてください。
- （４）弱視者が安心して一人歩きできるよう、点字ブロック・段鼻を鮮明な色にしてください。

（回答）

（１）大阪府の歩道整備の方針としましては、歩行者や自転車の交通量が多い路線や通学路、バリアフリー法に基づく特定道路および生活関連経路などを優先することとしております。さらに、事業に対する地元の理解と協力は不可欠であることから、地域の状況を勘案しながら進めているところです。また、点字ブロックにつきましては、横断歩道接続部等の注意喚起や方向指示のために必要な箇所を設置をおこなっているところです。

（２）歩道部において構造物や舗装等が破損して危険な個所は、随時、復旧工事等の対応をいたします。また、不適切な設置や劣化した点字ブロックにつきましても、バリアフリー法の特定道路から優先的に改善していくとともに、その他の道路につきましても、順次、改善に取り組んでまいります。

（３）歩道と車道の段差につきましては、バリアフリー法に基づく道路移動等円滑化基準により、適切に整備をおこなうとともに、不適合な箇所につきましても、順次、改善に努めてまいります。

（４）点字ブロックの色彩につきましては、これまでも当該部分を容易に識別できるよう整備を進めてきたところですが、引き続き、設置面との輝度比や明度差の確保に努めてまいります。また、段鼻につきましても、歩道橋等において、視覚的に識別しやすいよう、順次、改善に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部道路室道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回

答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

28 音響式信号機及びエスコートゾーンの設置について

(3) すべての交差点に音響式信号機及びエスコートゾーンを設置してください。

また、設置する交差点や位置、構造、音量等について地域の視覚障害者の意見を聞いてください。

(4) 歩車分離式の信号機には、必ず音響式信号機を併設してください。

（回答）

整備状況から説明しますと、令和8年3月末現在

- 音響式信号機 1,692基
- エスコートゾーン 51本（道路管理者施工を除く）
- 歩車分離式信号機 1,032基
うち音響式信号機 303基

(3)(4) 音響式信号機、エスコートゾーンの設置につきましては、地域の視覚障害者団体等のご意見やご要望を踏まえながら、周辺の交通環境等も勘案し、道路管理者と連携して整備を推進してまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

29 路上での歩きスマートフォンをやめるよう啓発を強化してください。

（回答）

- 大阪府では、スマートフォンを操作しながら歩行するなどの「ながらスマホ」の危険性を周知し、マナー向上を図るため、春・秋の全国交通安全運動など、様々な機会を通じて、広報・啓発などを推進しております。
- 具体的には、公共施設などでのポスター等の掲示のほか、主要ターミナル駅や鉄道車両内でのデジタルサイネージを活用した広報、駅構内や路線バス車両等へのステッカー掲示などの公共交通機関と連携した広報・啓発を行っております。
- また、「ながらスマホ」をしない習慣を身につけるために、スマートフォンを持ち始める若年層に対する啓発が重要であると考え、教育機関と協力し、学校校舎内でのポスター掲示や交通安全教室などに取り組んでおります。
- さらに、スマートフォンを使用中の人にも伝わるように、大阪府ホームページやYoutubeを活用して「ながらスマホ」防止に関する広報・啓発も行っております。
- 引き続き、関係機関などと連携・協力しつつ、様々な場面を活用して幅広く府民に広報・啓発に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

30 自転車や電動モビリティ等の歩道上での乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転などは、視覚障害者にとって非常に危険です。視覚障害者の安心で安全な移動を確保してください。

（2）すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車の使用マナーについて啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用マナーの指導強化に努めてください。

（回答）

○大阪府では、平成28年4月に施行した、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者に対し、車道通行原則などの交通ルール遵守やマナー向上に向けた広報啓発活動を実施しております。

○具体的には、春、秋の全国交通安全運動など通じて広報啓発活動を行っており、イベントやポスター、チラシ等による広報啓発のほか、YouTube による啓発動画を配信するなど、自転車の安全で適正な利用に向けた広報啓発に取り組んでおります。

○中でも、令和8年4月から交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が16歳以上に適用されており、府内全ての高校に新たに作成した啓発ポスターを配布するとともに、同ポスターやデジタルサイネージの市町村等への提供や、イベント等を通じて幅広く府民に対して周知を行っております。また、11月の自転車マナーアップ強化月間の関連イベントやラジオ番組等を通じて、府民に対し、法改正の内容を含め自転車の交通ルールの周知と遵守に向けた啓発を行うこととしております。

○いわゆる電動キックボードを含む特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知・啓発については、令和7年の府内における特定小型原動機付自転車の交通違反のうち、時速7キロ以下しか出せないモードへ切り替えずに歩道を走る「通行区分違反」が最多である状況を受け、府民向けのチラシの内容に「通行区分」のルールを追記しホームページで公開するとともに、イベント等で配布するなど、交通ルールの周知に取り組んでおります。

○このほか、学校等に自転車シミュレータや交通安全指導員を派遣しての交通安全教育も実施しております。

○今後も、関係機関等と連携、協力しながら、自転車の安全利用の促進に向けた取組を推進してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 (一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会)

(要望項目)

30 自転車や電動モビリティ等の歩道上での乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転などは、視覚障害者にとって非常に危険です。視覚障害者の安心で安全な移動を確保してください。

(2) すべての府民に対して車道通行原則の交通ルール徹底と自転車の使用マナーについて啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用マナーの指導強化に努めてください。

(回答)

- 毎年、文部科学省事業を活用し、府内学校の交通安全担当教職員や市町村教育委員会の指導主事を対象に研修を実施することで、交通安全教育の推進に努めています。昨年度は、今年度から始まった自転車の交通反則通告制度について、生徒主体の交通安全教育の在り方や大阪府の交通事故状況、学校の事例発表を通じて、交通意識の向上を図ったところです。
- 引き続き、警察等と連携しつつ、各学校で実施する交通安全教室などを通じて、交通安全教育の推進に努めてまいります。
- また、府内の小学校1年生の保護者対象に「家庭における交通安全教育～保護者用テキスト～」を作成・配付し、交通ルールや自転車マナーの啓発に取り組んでおります。
- 加えて、令和6年度、府警本部と共同して生徒が自転車の安全利用を考え、行動する「Safety Bicycle（セーフティバイシクル）推進校プロジェクト」を立ち上げ、府立学校等に対して指定を行いました。
- 今後は本プロジェクトを通じて、取り組んだ成果や好事例を府立学校全体に広げ、生徒が自ら交通ルールやマナーの遵守やヘルメット着用の重要性など、自転車の安全利用に関する生徒の意識向上に努めてまいります。

(回答部局室課名)

教育庁 教育振興室 保健体育課（傍線部のみ回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 30 自転車や電動モビリティ等の歩道上での乱暴な運転、無灯火やスマートフォン、携帯電話使用中の運転などは、視覚障害者にとって非常に危険です。視覚障害者の安心で安全な移動を確保してください。
- (2) すべての府民に対して車道通行原則の交通ルールの徹底と自転車の使用マナーについて啓発してください。併せて、学校での児童、生徒、学生等に対する自転車等の使用マナーの指導強化に努めてください。

（回答）

- (2) 自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上につきましては、交通秩序の整序化、府民の規範意識の高揚、自転車関連事故の減少を図るため、広報啓発や交通安全教育に取り組んでいるところです。
- また、特定小型原動機付自転車をはじめとした電動モビリティの安全利用につきましても、シェアリング事業者や販売事業者と連携し、広報啓発に努めているところであります。
- 今後も、児童、生徒及び学生や高齢者等の対象者に応じた交通安全教育、社会人層に対する企業講習、街頭における交差点活動等のあらゆる機会を通じて、車両の運転者としての自覚と責任を理解させることで、交通ルール遵守とマナー向上を図ってまいります。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

31 視覚障害者が安心して安全に歩道を歩行できるように、自転車専用道や誘導マーク(青矢印)の整備を促進し、歩行者専用道整備等を促す道路交通法改正を国に働きかけてください。

（回答）

- 自転車通行空間の整備につきましては、「大阪府自転車通行空間 10 か年整備計画（案）」（平成 31 年 3 月策定（令和 4 年 8 月一部改定））に基づき、自転車関連事故や自転車交通量が多い箇所などを対象に整備完了したところです。
- 令和 8 年度からは、新たな「大阪府自転車通行空間 10 か年整備計画」（令和 8 年 6 月策定）に基づき、自転車関連事故や自転車交通量が多い区間に加え、市町村の自転車ネットワーク計画に位置付けられた府管理道路や既存の自転車通行空間との連続性が図れる区間についても整備対象とし、令和 17 年度末までに約 215 kmを整備することとしております。
- 引き続き、路面表示による車道内での自転車通行空間の整備を進めるとともに、交通状況なども見ながら、現行の道路幅員の中で、可能な場所での道路空間の再配備などにより自転車と歩行者が適切に分離された自転車通行空間の整備を推進してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部道路室道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

- 31 視覚障害者が安心して安全に歩道を歩行できるように、自転車専用道や誘導マーク（青矢印）の整備を促進し、歩行者専用道整備等を促す道路交通法改正を国に働きかけてください。

（回答）

自転車専用道や誘導マーク等の自転車通行環境につきましては、引き続き道路管理者と連携の下、整備を促進してまいります。

なお、皆様からのご意見については、警察庁に共有させていただきます。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

32 道路上に放置されている自転車や自動車、商品や荷物を厳しく取り締まってください。また、各鉄道事業者や駅周辺の土地所有者に対して、放置自転車等の防止や安全対策を講じるよう指導してください。

（回答）

○放置自転車対策については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」や市町村が制定する条例等に基づき、各市町村が、整理や撤去を行っております。

○大阪府では、市町村に対して、駅周辺の駐輪スペースの確保や放置自転車等の防止対策を働きかけるとともに、11月には「自転車マナーアップ強化月間」や「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開しており、鉄道事業者や市町村と連携し、街頭キャンペーンやポスターの掲出などの広報啓発活動を実施しております。

○今後も、鉄道事業者や市町村をはじめとする関係団体等との連携を強化し、自転車安全利用に関する取組を推進してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

32 道路上に放置されている自転車や自動車、商品や荷物を厳しく取り締まってください。

また、各鉄道事業者や駅周辺の土地所有者に対して、放置自転車等の防止や安全対策を講じるよう指導してください。

（回答）

○ 大阪府警察では、管内の駐車実態を勘案して、指定路線、地域等を中心に違法駐車取締り等を行うとともに、交差点及びその直近、横断歩道上、バスの停留所付近等における駐停車違反等の悪質・危険な違反に対する積極的な交通指導取締りを行っております。

また、視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者が歩行経路を正確に把握できるよう設置された重要なインフラです。そのため、歩道に敷設されている同ブロック上に駐輪された単車についても取締りを行って参ります。

○ 放置自転車等に関するご要望については、大阪市等に共有させていただきたいと考えております。

（回答部局課名）

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

33 大阪府が発行する刊行物のすべてを、点字・音声・拡大文字化してください。府政だよりについては、施策やイベントをできるだけ詳しく掲載してください。

34 大阪府及び大阪府の外郭団体が、不特定多数の視覚障害者を対象に発行する点字文書は、「日本点字委員会」が編集・発行する「日本点字表記法」の定めを遵守して発行してください。

（回答）

- 要望項目 33、34 番については、刊行物の点字化等の取組と、それに関連する要望ですので、一括して回答します。
- 府政情報室におきましては、府政の主要施策、予算、イベントなどを紹介する府の最も基本的な広報媒体である広報紙「府政だより」の点字・デジター・拡大文字化を行っています。紙面に限りはありますが、できる限り多くの情報を分かりやすくお伝えできるよう、今後とも取り組んでまいります。
- また、府が発行する刊行物の点字化等につきましても、情報を伝達する重要な手段であることから、日本点字表記法の定めを遵守して発行するよう、引き続き関係部局と連携しながら、各所属に対し働きかけてまいります。
- 府政情報室としましては、視覚障がい者の方に対する情報発信や伝達時の配慮は必要であるとの認識のもと、今後とも、さまざまな媒体（ホームページ、SNS 等）において、できるだけ多くの方にわかりやすく府政情報を伝えられるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 府政情報室 広報広聴課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

35 府及び府の外郭団体のホームページ上の pdf 形式の文書には、それと同様の html 形式の文書も必ず掲載してください。また、すべてのホームページを視覚障害者の日常生活に欠くことのできない情報は常に正確かつ最新のものを容易に閲覧できるようにしてください。

（回答）

- 大阪府のホームページは、府政に関する情報を府民に伝える手段として大きな役割を果たしていることから、ユニバーサルデザイン化を進め、誰もが利用しやすいホームページづくりを進めることが重要であると認識しています。
- このため、府ホームページを管理するマニュアルにおいて、pdf 形式の文書ファイルを掲載する場合は必ず読み上げソフトに対応できる html 形式などの文書ファイルも併せて掲載するよう、周知しているところです。
- また、「ウェブコンテンツ」に関するアクセシビリティの配慮指針である日本産業規格や、地方自治体の行動指針となる総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に沿って、「大阪府ウェブアクセシビリティ方針」を策定しています。
- あわせて、府の職員向けのマニュアル「大阪府ユニバーサルデザインガイドライン」を作成し、視覚障がい者の方が分かりやすく使いやすいページ構成、ページに掲載する文字情報、画像情報や添付ファイルについて配慮する事項などについて、ガイドラインに沿ったホームページとなっているかの検証を、毎年各部局で実施しています。
- 今後も、利用者のご意見も参考にしながら、府ホームページがユニバーサルデザインに、より一層配慮したものとなるよう、取り組んでまいります。
- なお、府の外郭団体のホームページにつきましても、ユニバーサルデザインに配慮したページとなるよう、所管する所属を通じて協力を求めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 府政情報室 広報広聴課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 （ 一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会 ）

（要望項目）

36 義務教育において、視覚障害者と一緒に学べる統合教育を推進してください。

（回答）

- 大阪府においては、障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育むとともに、地域社会の一員として人や社会とつながり、支え合いながら、いきいきと活躍できる共生社会の実現をめざして、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めてきました。
- また、就学相談・支援にあたっては、児童生徒等の教育的ニーズの的確な把握とともに、本人及び保護者の意向を最大限尊重し、就学に関する適切な説明や十分な情報提供をするよう、市町村教育委員会に指導・助言しております。平成 26 年 3 月には、「障がいのある子どものより良い就学に向けてく市町村教育委員会のためのハンドブック」を作成、配付し、市町村教育委員会に対して、就学相談・支援の取り組みのより一層の充実を図っているところです。
- なお、就学相談・支援の経緯等につきましては、市町村教育委員会に対するヒヤリングなど様々な機会を通じて状況の把握に努めており、本人及び保護者の意向を尊重しない就学相談・支援の事例はないと認識しております。
- 令和 8 年度、府内の 99.3%の小・中・義務教育学校に支援学級を設置しており、全盲の児童生徒 9 名、弱視の児童生徒 208 名が在籍しております。また、通常の学級に在籍する視覚に障がいがあり、配慮を要する児童生徒は、285 名（堺市除く）です。
- 各学校においては、支援学級や通常の学級において本人の意欲を大切にしながら、他の児童生徒と可能な限り一緒に学習活動や学級活動に取り組んでおります。国の無償給与制度による点訳教科書や拡大教科書などを活用し、教員による頻繁な声かけや、座席位置などにも配慮しながら授業を進めております。教材等の作成につきましては、市町村教育委員会による点訳のコンピュータ・印刷機等の貸与、ボランティアによる点訳の協力支援などの点訳体制の整備などを行っているところです。
- あわせて、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、保護者の要望を受けとめ、医療機関との連携も図り、全教職員の共通理解を深めるために研

修を実施するなどして、学級担任を中心にした協力体制で指導を進めております。また、府立視覚支援学校から、小・中・義務教育学校教員の指導力向上を図るために、各種機器の使用法を含め、専門的なアドバイスを行う巡回指導を行っております。

- 今後とも、小・中・義務教育学校において、視覚障がいがある児童生徒がともに学びともに育つよう教育環境の整備に努めるとともに、視覚障がい者を含めた障がい理解教育の一層の推進に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課
教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会）

（要望項目）

37 公共交通機関利用が不便な地域での路線バス等の廃止や減便が進んでいます。日常生活に不可欠な買い物等の行動不自由に直結するこの傾向がこれ以上進まないよう、事業者及び市町村に働きかけてください。

（回答）

- バスの路線廃止や減便については、運行に必要な運転士が確保できていないことが主な要因になっており、大阪府ではこのような状況を受けて、バス事業者による運転士確保の取組費用への補助や、国やバス協会等と連携した人材確保セミナーの開催などに取り組んでいます。
- また、路線バス廃止後には、地域の移動を支えるため、市町村によるコミュニティバス運行など、代替交通手段が必要となることから、市町村に対し、国補助制度や先進事例の紹介、必要に応じた助言などを行っております。
- 引き続き、利用者の日常生活における利便性が確保されるよう、地域公共交通の確保・維持に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。